

「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方 について(答申(案))」に関する意見募集の実施について

「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について(答申(案))」について、令和6年12月25日(水)の中央教育審議会総会において議論した後、一般からの意見募集を実施した。その結果概要は以下のとおり。

【1. 意見募集実施概要】

- (1) 意見募集実施期間：令和6年12月26日～令和7年1月15日
- (2) 総意見数：158件

【2. 意見概要】

※1つの意見を分けて記載している場合や、同内容又は類似した内容の意見を集約して記載している場合がある。

はじめに

- 多様な文化を尊重している文言は重要であり、平和を尊び、粘り強い対話を通じた合意の形成という日本人の性格を記述してもよい。
- 「社会全体のリソースが限られるなか、高等教育の規模は社会構造の変化や技術革新も踏まえて人口規模に対して適正化されるべきである」ことを明記すべき。高等教育の規模は過剰であっても不足であってもならず、社会規模が縮小するなかでは規模の過剰化が懸念され、「はじめに」で明記して共有することは重要。
- 危機感ばかりが並べられており、これまでどのような人材を育成し成果を上げたのかといった実績についても触れるべき。
- 2024年(2023年)における定員充足率等の現状がどうなっているのか、まず仔細に分析すべきである。
- 「我々は急速に進展する少子化への対応」は問題認識を矮小化した表現ではないか。「少子化傾向という長期的な傾向が現に存在している中で、それがさらに加速し、人口回復の見通しも立たないほどの危機的状況」と考える。
- 社会全体の活性化を促す好機と捉えて高等教育機関の充実の方向を述べているが、答申案の中心は大学数を減らすという淘汰の促進策であり撤回すべき。
- 大学進学率をあげることは、高等教育政策の目的とはされていないため、大学・短大進学率の上昇によって、少子化が引き起こす大学の減少を特に地方においては食い止めなければならないという視点が欠如している。
- 教育研究の担い手である大学教職員の雇用や待遇に関する課題が射程に入っていない。本答申の中に、大学教職員と学修者との関係はどうあるべきか、教職員の待遇がどのように保障され、学修者本位の教育にどのような良い影響を与えるかという項目を設けるべき。

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

(1) 直面する課題とこれまでの高等教育政策

- 広範囲にわたる教育支援体制の充実をはかることが、社会全体の豊かさに繋がり、ウェルビーイングの実現に不可欠である。誰もが生涯にわたり意欲をもって学び続けていくことのできる人材育成を教育機関として積極的に取り組んでいくべき。
- 「世界では、気候変動などの環境問題、食料・水・資源・エネルギー等の不足、人口の爆発的な増加、緊張化する国際情勢、世界経済の不安定化、A Iの進展による効率化とリスクなどの課題に直面している」とあるが、これらの課題に対する高等教育の役割についての分析・検討がない。「社会的ニーズに対応した人材育成」を進めるというが、社会的なニーズが明らかにされていない。

(2) 目指す未来像

- well-being の意味と脚注の「この幸せとは、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康も含まれる。」の説明を明確にするためにも、「幸せ」のあとに happy あるいは happiness を挿入してはどうか。
- 「我が国以外の国籍を持つ者を含む多様な人材の労働参加」とあり、国民的合意形成がなされていない移民政策を答申に盛り込むことは不適切である。

(3) 育成する人材像

- 高等教育を分野別に見た場合に、どのような人材が必要であるのかについて、将来の我が国の産業構造がどのように変化していくのか、その場合にどのような人材が必要かという点に関して、時間軸や人材の量・質に関して記載されておらず、必要な人材が明確になっていない。
- 育成する人材像について、たとえば、「このような未来像を実現するために必要な資質・能力とは、生成A I等の技術革新が進む社会においてA Iに代替されるのではなくそれら最先端の技術を十分に理解・活用し、持続可能な社会の担い手や創り手として果たすべき力といえる。」としてはどうか。

(4) 高等教育が目指す姿

- 年間90校が潰れると、受験生のボリュームゾーンにおいて、大学不信、ひいては大学の価値の暴落を引き起こし、大学離れにつながる。入学者選抜が機能しなくなり、「入口での質保証」が霧消しかかっている現状、「知の総和」は、すぐに手を打たなければ急減する。
- 「18歳中心主義」を抜本的に改め、社会人であっても、年齢を問わず入学・学修できる環境（ハード・ソフト問わず）を早急に進めるべき。
- 「知の総和」の考え方として、単純な「人の数」が入っており、これでは「高等教育を受ける人数が増える」ことを求めることに繋がり、人口減少局面において過剰な規模の高等教育受講者を生んで社会の活力が失われることに繋がりかねないことを危惧する。
- 日本の高等教育が世界から見ても期待の持てる高等教育機関でなければならない。流動は

「知の流出」であり、世界から知が集まる拠点となるべきである。大規模で偏差値が高い大学がその代表であるが、地域の知の拠点も必要であり、将来的には研究大学と教養大学にすることが必要。

（５）高等教育政策の目的

①「質」について

- 「常に独自性と先進性に満ち」について、「大学は常に独自性と先進性に満ち」としてはどうか。主語がないために個々の研究者、研究テーマ等が独自性と先進性に満ちていなければならないようにも読める。研究活動は、検証研究や基礎データ取得など様々な独自性や先進性の無いテーマがあって、その上に、初めて先進的なテーマが成立しえる。基礎となる研究があってこそその実効的な実用・応用研究である。

②「規模」について

- 規模の「適正化」について、どのような状況が「適正」であるのか、という議論の出発点となることが検討されていない。S T比を考えれば、学生数の減少に応じて教員を減少するのは「適正」ではない。学生数が減ったとしても教員の数は維持することによって、S T比が改善し、より質の高い教育が可能になる。
- 「規模」の「まずは、各地域や高等教育機関において、将来的に必要となる人材需要等を見据えながら学部学科等の組織の見直しを行っていく」について、「将来的に業務上必要となる専門的知識の需要を産業界と共に分析しながら、その人材の育成のために必要な学修環境の整備を行っていく」とすべき。
- 少子化を奇貨として、少人数教育を実現すべく教職員を増やす選択肢もある。

③「アクセス」について

- 女子の進学の問題は、図表や答申案の後段で言及されているが、ここでは触れられていない。

④3つの目的の関係

- 学生に対する最低限の保護だけを政策として行い、なるべく政策介入を控え、各大学の経営努力に任せることが望ましい。現行の高等教育政策の進め方では、介入しようとするほどに、各大学に事務負担を課す事になり、結果として、各大学の研究・教育機能を損なってしまうので、政策介入の一切を自重するのが良い。

（６）重視すべき観点

①教育研究の観点

- デジタル社会の進展に言及する以上、数理・データサイエンス・AIだけでなく、偽情報・誤情報に惑わされない資質も含めた「情報活用能力」は培われるべき。
- 「大学の研究力を引き上げていくことが重要である。」の後に、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第41条の主旨を踏まえて、研究セキュリティや研究インテグリティの確保を踏まえた国際競争力の維持について記載すべき。

- デジタル・半導体等の成長分野に偏っている。農業等の一次産業は、人が生きていくうえで最重要であり、経済安全保障上も重要な産業であることから言及すべき。そうしなければ、農学部等の学部から過度に理系学部への定員移動が生じるなど、誤った政策誘導につながるリスクがある。
- 「文理横断・文理融合教育」とは、人文・社会科学、自然科学など様々に区分されてきた学問分野を横断的に学び、学修の幅を広げるような教育を総称している。」とすべき。

②学生への支援の観点

- 高等教育への投資は未来への先行投資との記載はその通りなので、修学を望むものは全て無償での修学ができるようにすべき。ただし、卒業時に所定の学力が確保されていることを条件とし、そのために厳格にチェックできる体制が必要。
- 学ぶ意欲がある全ての者が高等教育を享受するためには、高すぎる教育費負担の改善が必要不可欠であるが、十分な現状分析がされていない。現在行われている支援がほとんどの学生には行き届いていない実態を認識し、改善の方策を示すべき。

③高等教育機関の運営の観点

- 「イ．高等教育機関の運営基盤の確立」について、高等教育機関自ら資金を得ること、特に産業基盤の弱い地方では外部からの資金を得ることは困難で、そのことに注力することは教育の実施を疎かにする。教育予算は国が安定的に供給すべき。それがないと、学費の値上げなどで、高等教育を受ける学生が減る可能性がある。
- 地方大学においては、若手研究者を育てても、旧帝国大学に移籍金ゼロで引き抜かれる。これがサッカークラブであれば中堅クラブは若手を育ててビッグクラブへの移籍を実現し、得た高額移籍金を次の人材育成に充てるというビジネスモデルが成立する。高等教育においても移籍金又はそれに相当するような仕組みが必要。
- 教育研究の質の向上に最も重要なのが「教育研究の継続性」である。特に中小規模の私立大学等では短期雇用を前提とした任期付教員が増えており、短期間での雇止め・解雇が横行している。教職員の待遇確保や雇用の継続性という観点から学修者本位の教育をバックアップしていく重要性を明記すべき。

④ 社会における高等教育機関の観点

（社会との接続及び連携の強化）

- 働く上で必要となる分野や日本の成長・注力分野は、早期から興味を持ってもらうことで、知識の獲得やリテラシーが向上し、企業及び産業発展の底上げに繋がる。学ぶ内容によって教育の開始時期は異なるが、コンソーシアムの活用など産官学連携を通じた教育や人材育成は、産業の基盤強化の観点からも必要であるため、対話の継続だけでなく、具体的なアクションも含めて強化が必要。

（高等教育機関を核とした地方創生の推進）

- 地域創生について中央省庁が真剣に且つ積極的に考え行動していくことが重要であり、「地域の様々なステークホルダーと一体となって取組を進めていくことが必要不可欠である。」について、「進めていく」の後に「進めていくとともに国がそれを支援することが必要不可欠」

とすべき。

- 学生は大学数が多く専門を選べる首都圏、関西圏に移動しており、それ以外で首都圏、関西圏や他地域から移動があるのは、高度な専門が学べる大規模大学である。現状を踏まえな
いまま、こうした教育研究環境の創造を各地域に委ね責任を帰すことにしない答申を期待す
る。
- 地方創生の推進にあたっては、高等教育機関と産業界、地方公共団体との連携が不可欠で
ある。実際に高等教育機関の持つ知見に地域の中核を担う中堅・中小企業がアクセスしやす
い、開かれた仕組みを整備し、実効性を高めることが必要。

（初等中等教育との接続の強化）

- 「さらに、高等学校卒業者の学科別進学状況は、普通科に比べ、農業科や工業科等の専門
学科からの大学等進学率は低い現状があり、学科に関わらず、高校生が希望する高等教育機
関への進学を妨げられないよう環境を整えることも必要である。」について、そもそも専門学
科では大学入試に対応するようなカリキュラムを組んでいないので、専門学科からの大学等
進学者が少ないのは仕方ない。具体的にどんな環境を整えればよいのか。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

①学修者本位の教育の更なる推進

（学びの質を高めるための教育内容・方法の改善）

- アカデミック・アドバイザーについて、「職員」と記されているが、教員の場合もあり得
る。「高度化・複雑化・多様化が進む履修指導や学習支援を行う一定の専門性を有した教職員
をアカデミック・アドバイザーとして配置」に改めるべき。
- 学修者本位の教育の更なる推進として、ニーズ調査等の学修者からの意見徴収や相談の仕
組みについてより強く言及すべき。大学生に、現在の大学とのマッチ度調査をすること等も
考えると、全国学生調査も活用できる可能性がある。
- レイトスペシャライゼーションの取組を進めるうえで、現行の学部統合が必要になる場合
がある。そのような場合で、かつ、現状の学位の種類及び分野を変更しない場合は、現行の
既存組織の廃止と新設学部の設置という手続きではなく、より簡易な方法での改組が可能に
なる仕組みの構築を期待。
- クォーター制の導入、同時履修の授業科目数の絞り込みは、授業外学修時間を確保するた
めに行われるものなので、学修時間が依然として短いことへの具体的方策とするならば、「適
切な学修時間の確保」の文言を追記すべき。
- 「学生に対する厳格な成績評価（G P Aの見直し等）や卒業認定」を行う場合、現在の定
員制度ないしその運用の柔軟化が求められる。
- 「遠隔・オンライン教育」に関して、「オンデマンド」の授業は、学生の学年・学力が高い

ほど高い評価であり、複数の大学間での共有が容易なので、現在の「自前主義」との関係をどう整理するか検討が求められる。

（新たな質保証・向上システムの構築）

- 大学設置基準及び設置認可審査等の見直しについて、通信教育やオンライン活用、基幹教員の配置の基準改善が、学生数に対する教員比を減少させてコストを下げるためでなく、質保証の点から教員配置を行い、学修質保証がなされることを明確にするため、「学習環境の質保証の点から、」を追加すべき。
- 単位制度について、大学設置基準で規定する一の単位に要する学修時間の考え方が浸透しておらず、それに伴って学生の履修登録科目の過多につながっている可能性がある。CAP 制を厳格に運用し、開講授業科目の精選、週 2 回 4 単位科目の増加等を行うことで、学生の授業の事前事後学修が効率化されるとともに、教員の負担軽減にもつながる。以上の考え方を、認証評価の評価項目で設定することができれば、全ての大学（学生）が対象になるため、「知の総和の向上」に資する。
- 「大学設置基準及び設置認可審査等の見直し」について、「教育の質に影響するおそれのある定員超過に対する私学助成の配分において一層の厳格化を行う。」との措置と、「「出口における質保証」の観点から、学生に対する厳格な成績評価や卒業認定を実施することが必要」との趣旨に基づく措置とで、両者の整合を図る必要。
- 「教育の質」という定義の無いまま、その「段階」は示し得ない。また、「付加価値を明確化」とは具体的にどのようなものを想定されているか明確でない。
- 段階評価を実施していくためには、大学で実施している様々な教育活動の実態を把握する必要があるため、大学から提出させる資料が膨大となる危険性がある。研究力強化のための業務負担軽減と合わせて、過剰に評価を強調せず手続きを簡便なものにしていく必要がある。
- 「これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表する」について、何らかの共通の客観テストで計測しないと、不公平な結果にならないか。
- 「教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促していく」は、地方・中小の厳しい経営で踏みとどまっている機関にとっては厳しい書きぶり。質ばかりでなく、規模やアクセスも重視しているので、バランスが求められる。
- 認証評価制度の抜本的な見直しを受けて、各認証評価機関によって構築される新たな評価システムについては、それぞれの機関による評価の水準が異なることが想定され、これを大学等の撤退と連動させることについては慎重な検討を要する。また、資源配分と連動させることについても同様である。
- すでに「J A B E E」等のといった国際基準に則った質保証システムがあるので、それを認証評価制度に活用すべき。新たな制度の導入は大学の大きな負担となり、それが国際的に認証されないものであれば、外国人留学生の確保にも繋がらない。
- これまで、認証評価結果を踏まえ、それぞれの大学では学長のリーダーシップのもと、大学全体の改革が進められてきたが、学部・研究科等単位の評価（分野別認証評価）に切り替

えることは、部局単位の改革に終始し、大学全体としての改革を阻むのではないか。

②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

（多様な学生の受入れ推進）

- 多様な学生の受入れ促進には大学教員の補充が必要である。現在の人員で対応するのは、通常の学生への指導がおろそかになる可能性が高い。
- 年齢・性別・経歴・経済状況を問わず、受験・入学できるようにすること。留学の積極的な受入れと派遣、家庭や個人の事情に応じた柔軟な休学制度の導入、オンラインの活用など、型にはまらない「多様性」を取り入れるべき。

（留学モビリティの拡大）

- 外国人留学生受入れについて、一部の私立大学では急速に流入しつつあり、国として、受入れに関する手厚いガイドラインを早急に設けるべき。特に、日本語習得・教育のシステムの整備や外国語専門家の養成・受入れなど、スムーズに受け入れるためのフレームワークを国家レベルで早急に設けるべき。
- 外国人留学生を増やすには、日本語学校がその鍵を握るので、その政策強化が必要。
- 外国人留学生に係る定員管理制度を見直す場合、既に外国人留学生が相当数いて、外国人留学生を入れて充足率を満たしている大学が存在することにも留意が必要。

（社会人の学びの場の拡大）

- リカレント教育プログラムを通常の学位プログラムとは別に構築することは、学生定員が充足している大学では、教員の新たな業務になるので困難。一方で、学生定員が未充足の大学が生き残るための手段としてリカレント教育重視となるのは、高等教育の在り方という観点からは適切ではない。
- 我が国のメンバーシップ型雇用をベースとする日本型雇用システムの変革を求める取り組みがなされるべく、関係省庁とも協力の上、教育資格枠組みの普遍化、企業や官公庁への導入を図る具体的施策が記載されるべき。
- 「社会人教育の場として大学等が活用されていない現状がある」について、企業によっては入社後に大学へ聴講生として派遣するなど社会人教育として活用されている。
- 高等教育機関と産業界・地方公共団体の連携推進において最大の障壁となっているのは、互いにどのようなリソースを提供できるか、どのような教育・人材・体験を求めているのかといった実情が分からないことである。相互理解を深める場や機会の整備、橋渡しをする機能・人材の各所への配置など、具体的な取り組みが進む方策を検討すべき。

（通信教育課程の質の向上）

- 答申案では、放送大学のみ国費による支援が集中する構造を「他大学への普及展開」として表現しているが、本来は、放送大学と「私立大学通信教育との連携協力」（昭和56年衆参両院決議）が必要。

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金対象が旧来の面接授業（スクーリング）に限定されて遠隔授業（メディア授業）が対象とされない現状は、実態と法令からも乖離している。遠隔授業を受講する学生も支援の対象とするよう提言するべき。

③大学院教育の改革

- 大学院進学者を増加させるためには、大学院における研究や高度な問題発見・解決能力に関する教育などの魅力を高めることも喫緊であるが、学生が大学に進学する際には修士・博士まで射程に入っているように意識づけすべきである。企業に対しては大学院卒者への処遇改善や人事的な抜擢措置に取り組めるようになる奨励制度（税優遇や補助金など）を設けなければいけない。
- 私立大学では大学院定員充足率が現状でも芳しくない状態にあるため、「流動性」に重きをおくと、定員充足率を満たすことが不可能になる。また、大学院修了後に職が見つけれないのでは、大学院への入学者が増加することはない。そのため、優秀な学生は、学士課程、博士前期・後期課程、博士後期課程修了後の助教としての任用（その後は他大学への転籍を推奨）までをパッケージにした支援を行うべき。
- 5年一貫学位プログラムでは、中途退学する大学院生が救われる途を残すべき。
- 5年一貫制とは矛盾するが、J S P Sの特別研究員制度が求めているように、学部と異なる大学の大学院への進学が促進されるべきことにも明示的に言及すべき。

④研究力の強化

- 教員のエフォートは研究・教育・学内管理運営・学外活動と多岐にわたり、研究だけにウェイトを置く者もいれば、マルチタスクをこなす者もいる。研究業績のみだけでなく、教育成果に関して学内や学外からの期待とあわせて積極的に評価していく努力について表明すべき。
- 研究業績の給与への反映について、一定の給与水準を確保した上でのプラス評価でなく業績のアウトプットが大きく給与に影響することになれば、長期的な基礎研究が難しくなっている現状を悪化させる懸念がある。
- 研究力強化のためには、研究者の安定的な雇用が非常に重要である。昨今、就業環境の不透明さから大学院進学率も下降しており、インパクト業績も低迷し、長期的な基礎研究も難しくなっており、この点の改善は必須である。
- 大学が教育と研究に専念できるように、民間企業の研究費支援や国から助成金を得るための時間と労力が必要な状況をなくす必要がある。研究力の強化に必要なことは、自由な研究時間の圧倒的増加と、基盤的な研究費の確保である。
- 我が国の大学の研究を支える科研費やJ S TやJ S P Sの競争的研究費が、大学院生や若手研究者の人材育成を支えていることを記載すべきである。

⑤ 情報公表の推進

- 新たなデータプラットフォームを認証評価で活用することにより、大学の負担軽減が図られると思われる。また、広く社会に周知することにより、報道機関からの問い合わせが減少

する等の効果も期待できる。

- 新たなデータプラットフォームには「横断的に比較する観点」が重要。大学関係者からは、無用なランキング化を助長する等の声が挙がることが予想されるが、既に偏差値を利用したランキング化が受験産業で行われており、偏差値以外のランキング化を認めない、とするのは合理的ではないし、指標等によっては偏差値でのランキングどおりにならないことも予想される。様々なランキング化が行われることは、自らの強みのアピールにも繋がると考えられる。
- 「大学間の比較可能なフォーマット」という議論を行う場合、私立大学と国公立大学の間では、「S T比」等に大きな差があり、私学には乗り越えられない壁となっている。

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化

①高等教育機関の機能強化

- 「学士課程定員の縮小」について、私立大学では学生納付金が経営に直結するので、少なくとも既存の施設・設備の維持や改修等を行う必要があるため、縮小は簡単なことではない。国から支援によって縮小による収入減を担保し続けることができなければ、実現は困難ではないかと危惧する。
- 「学部転換等」が、知的な文化発展・継承に必要不可欠な分野の縮小や廃止につながることをないように留意する必要がある。

②高等教育機関全体の規模の適正化の推進

- 大学は、生産年齢人口に比例して、学生も教職員も定員を減らすのが最も公平ではないか。外国人留学生や社会人学生で帳尻を合わせるのは大学内収支しか見ていない。
- 学生の投資判断を通じて、市場原理によって大学の評価が為され、淘汰が進むことが期待される。この投入リソースに関する評価が公費支援によって過剰に左右され、正しい判断が下されずに、過剰な大学が残存する問題につながりかねない点は留意すべき。
- 厳格な設置認可審査への転換について、設置者の財務状況だけではなく、社会的必要性として、当該地域の人口動態や産業構造を含めて、設置後の将来予測が必要。
- 定員減を促進させる現行の制裁措置（私学助成の減額・不交付、新学部・新学科申請での制限、修学支援制度からの除外）について改善が示されていない。定員割れの大学は質が低い、ニーズがないとみなし、そこに進学したいという学生がいることを無視し、定員割れ私立大学が自ら縮小・撤退するよう誘導することは問題である。
- 地方の公立大学の新たな学部設置や定員増により、特色ある私立大学の教育が、学生を集めることができずに十分果たされない状況が出ている。公立大学の規模の適正化をはからなければ、地方の私立大学は生き残れない。
- 「学生の学びの継続を確保できずに廃止となる高等教育機関が現れないとも限らない」を受けた具体的施策として、例えば放送大学学園の活用が考えられる。放送大学は、各都道府県に学習センターを有しているので、当該地域において他の学校法人が引き受け手となれない場合、放送大学が引き受けることも考えられる。

(3) 高等教育への「アクセス」確保

①地理的観点からのアクセス確保

(地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築)

- 「地域研究教育構想推進プラットフォーム（仮称）」が発展して、「地域研究教育連携推進機構（仮称）」になることも想定され、そうした道筋も明示すべき。
- 地域研究教育連携推進機構（仮称）の導入に当たっては、大学間連携だけでなく、大学と大学以外の教育研究機関（国立研究開発法人や専門学校等）との連携を主たる目的にすることも可能とすべき。
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体と国のそれぞれの役割と権限を明確にすべき。高等教育機関を核とした地方創生の推進とあるが、国として地方創生が最大の課題であることから、地方公共団体を協議体の中心に位置づけるべき。そのためには、大学支援の行・財政的権限を地方公共団体に委任・委譲し、地域発展と連携した戦略的な支援により、地域と大学の成長を推進することも考えられる。
- 協議体を機能させるには、定員増や新学部の設立などの申請が、その協議体の合意を得た場合に行えるなど、決定に関与する仕組みが必要。
- 地域の国立、公立大学を一体的に運用する「国・公立大学法人（一法人）（仮称）」を新設し、その地域の設置者別の役割を踏まえた規模の適正化を、決定権を持って実施できる仕組みを構築することがより実効性を高める。
- 「連携」を強化するためには、同一地域内の大学・短大・専門学校の学生獲得競争に関して一定のルールや制約を設ける必要がある。望ましくない競争を抑制するため、学納金収入に対する広告宣伝費や奨学費の比率に上限を設けることや、設置認可申請において近隣に重複する学部学科が無いことを要件とするなどの政策を期待する。

(都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進)

- 東京一極集中については、124 単位全てを必ずオンラインで、双方向で授業を受けなければならないという形にすればよい。スクーリングの空間は、国立大学や放送大学の学習スペース、地方の私立大学等を活用してはどうか。
- 地方交付税等交付金の対象を私立大学に拡大することについて検討されていない。地方私立大学の支援策は必要性が指摘されただけで全く具体化されていない。

②社会的経済的観点からのアクセス確保

- 修学支援新制度によって学生への経済的支援が進展している一方で、同制度で対象となる層においても経済的負担は大きく、修学を継続するためにアルバイトに多くの時間を費やしている。また、成績要件については学内での相対的な面があるため、必ずしも事前に基準が明確にならず、意欲・能力ともに問題がなくても要件に該当してしまう可能性があり、改善が必要。
- 高等教育の無償化こそが少子化対策に必須の方策であり、大学寮の設置や学びたい気持ちがある人を応援する相談機関を開設してほしい。

- ジェンダーバイアスに配慮が求められるとあるが、主に学生に対しての方策しか記載がない。学校・保護者・企業側にこそ強く働きかける必要がある。
- 奨学金は給付型を基本とするべき。貸与型は借金であり、何十年もの長い期間に渡って重い負担を強いるため、学生の希望を大きく削ぐものである。民間企業などが奨学金を肩代わりする制度はあくまで企業努力であり、国が当てにするべきものではない。

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

(1) 機関別の役割

- 大学学部専門課程（3～4年生相当）での社会人受入れが記載されていない。リカレント教育に係る教育プログラムについて、必ずしも研究者養成が必要でない教育プログラムの場合、大学院ではなく大学学部専門課程にて提供すべき。
- 短期大学の専攻科という制度の周知と更なる活用につながることを期待する。「短期大学制度の改善」には、専攻科にかかる質保証制度も含まれるか明確にすべき。
- 専門職大学、専門職短期大学や専門職大学院における「実務家教員」について、高等教育機関としての質保証・質向上のために、教育面・研究面でのトレーニングをさらに充実させ、そのための組織横断的な支援が必要。
- 高等専門学校「日本型高専教育」を輸出する等の国際化推進は、それ自体は重要なものであるが、従来の高専教育へのアドオンの機能として現場の負担となっていることから、高専の機能強化には、国として追加支援を行うべき。

(2) 設置者別の役割

- 国立大学の「連携、再編・統合の推進」に「その際、各地域における多様な分野の高等教育へのアクセス確保に特段留意する。」を追加すべき。
- 国立大学について、各地域社会における大学等連携のけん引役、核として機能するためには、協議会において一定の余力を持った核となる高等教育機関がなければならない。それを担うのは、各都道府県に1校以上存在する総合大学としての国立大学なので、まず、地方国立大学が充実し、かつ余力を持っていることが必要。
- 国立大学及び私立大学には、〈具体的方策〉として定員規模の適正化が記載されているが、公立大学には定員規模の適正化についての記載がない。公立大学の安易な拡大を抑制し、「規模」の適正化に取り組むことを明記すべき。
- 私立大学について、私立学校・学校法人としての特性に鑑み、「建学の精神」を発揮させる「自主性」とともに、民間（地域住民・事業者等）による「公共性」（公共的・公益的価値）に関する事項として、「自主性を重んじるとともに、公共性を高めながら」を加筆すべき。
- 私立大学について、規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）が明記されており、これまでの淘汰政策を一層強化するものである。

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

(1) 基本的な考え方

①高等教育の価値

- 「選抜性の低い大学」における「大学教育の経済的効果」について、社会的収益率の観点からの記載に修正・追記すべき。答申案における経済効果は「私的内部収益率」であり、「社会的収益率」において経済的効果が存在するかどうかにより重要。

②高等教育への信頼

- 国としても、高等教育機関や社会に対して、高等教育への信頼を得られるような働きかけを一層行うべきとあるが、どのような働きかけをするのか、それをいつまでにやるのかが明確でない。

③必要コストの算出

- 教育コストの捻出先について、授業による教員の人件費、研究費、施設管理費などの項目ごとに分けて、その教育機関に関わる全ての人や組織に無駄が無く、誰もが納得出来る様にすべき。
- 高等教育に係る費用の全体量について、GDP だけでなく、物価やインフレ率、授業料等の国際比較を、文部科学省関係機関の協力を得て調査すべき。

④高等教育投資の在り方

- 高等教育に限らず、教育全般にかかる費用は公的に保証すべき。教育に関する経済的な負担の不安は少子化の原因の1つである。日本は先進国でも教育にかかる公的予算が低いのは有名であり、これを放置すべきではない。学生を採用する企業等には一律に経済負担を求めてもよい。
- 個人補助は不十分ながら、修学支援新制度で改善の一步を記したが、機関補助は全く改善されていないことは問題である。特に大多数の学生を受け入れている私立大学に対する機関補助の充実は喫緊の課題である。国民の高等教育に対する支援のためにも、具体的な私学助成の増額目標を書き込むべき。
- 全体を通して公財政支援の増額が必要。政府予算において特定の産業分野への公財政支援がなされる場合、一定割合を、当該産業の担い手を輩出する高等教育機関に公財政支援をする、他省庁も巻き込んだ対応が必要。新たな産業ができて、継続的に産業人材がいなければ、その産業は衰退するだけである。
- 修学支援について、間接的に高等教育機関への公財政支援となるが、高等教育機関を改善する財源にはならないことを明示するべき。
- 寄付税制について、富裕層からの大口の寄付を促進するため、株式による収入からの寄付に対する控除制度や、控除額の繰り越しなどの制度を検討する必要がある。

おわりに

- 「知の総和」を向上させるための方向性や具体的な方策が記述されているが、その多くは、実行に移されたとしても「学生」がその気にならなければ十分な効果が期待できないのではないかと懸念される。大学に学生を育てる責任があることは事実であるが、学生は今回の諸施策が実行されるのを待っている受動的姿勢で良いのだろうか。
- 高等教育のシステムがいかに学修者や社会に良い影響を与えるかというメッセージを発信してほしい。
- 「各高等教育機関や国が自らの責任をもって、本答申を生かした改革を進めていかなければならない。」とあるが、本答申に依らなくても高等教育機関は教育改革を進めていく義務がある一方、国は制度設計だけにとどまらず、継続的な公財政支出の確保を明記すべき。

その他全般

- 「はじめに」で書かれた理念、「おわりに」で書かれた危機感は、いずれも同意できる。具体的施策の決定を後送りすることなく、着実・迅速に進めてほしい。
- 政策文書であることは理解しているが、学生に頑張ってもらいたい、協力してほしい、一緒に「知の総和」を上げていこうという趣旨のメッセージを書き込む必要があるのではないかと懸念される。
- 高等教育機関は教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって「知の総和」を向上する中心的な役割の発揮が求められているが、高等教育の現場に必要なものは、そうした役割を発揮するための人的・財政的リソースの確保・充実である。高等教育の現場の実情への理解をより一層深めていただき、将来の高等教育の発展にむけた議論を期待する。
- 全ての事業には教職員の確保が必要。社会的な先行投資となる高等教育への投資により、教職員の雇用の確保、財源の確保などの議論がより進むことを願う。
- 本答申案は、総合的、抜本的なものゆえに、内容が多岐にわたり、かつ量的にも大部なものとなっている。適切な理解が広く形成されるためには、国として丁寧な説明を重ねていく必要がある。

以上